

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所

林木育種センター品種開発実施要領

—木質バイオマス生産量の大きいヤナギ品種—

27 森林林育第 40 号

平成 27 年 9 月 2 日

最終改正：令和 3 年 3 月 11 日（2 森林林育第 021301 号）

（目的）

第 1 条 本要領は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 198 号）第 3 条「研究所の目的」で定めるところの林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことを目的とした林木の優良な品種開発にあたり、その円滑で実効的な推進を図ることを目的とする。なお、本要領は、木質バイオマス生産量の大きいヤナギ品種の開発について、その実施方法を定めるものである。

（対象樹種）

第 2 条 本要領における木質バイオマス生産量の大きいヤナギ品種の対象樹種は、ヤナギ（オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等、種間雑種を含む。）とする。

（品種開発の方法）

第 3 条 本要領における木質バイオマス生産量の大きいヤナギ品種の開発は、天然林又は人工林において周囲の同種個体より成長が旺盛であった個体を選抜したものを母集団として、選抜個体のクローンにより造成した試験地における木質バイオマス生産量の大きいヤナギ品種候補系統の幹重量に関する特性調査によって行う。

（特性調査）

第 4 条 本要領におけるバイオマス利用を想定した一個体あたりの地上部の乾重量（以下「幹重量」という。）に関する特性調査は、下の各号に定めるものとする。

- 一 株当たりの生総重量。
 - 二 樹幹の樹高の 1/3 付近の相対高における湿量基準含水率。
- 2 第 1 項で定める特性調査は、原則として実験計画法に基づいて設計された試験地に植栽された植栽後 3 年以上経過した系統を対象とし、1 系統あたり複数の繰り返し箇所でも複数の個体について行うこととする。調査に供する系統数は相対評価が十分可能な系統数とする。

(調査結果の取りまとめ)

第 5 条 第 4 条の特性調査の結果を、原則として試験地ごとに取りまとめ、株当たりの生総重量、湿量基準含水率について系統ごとに、それぞれの代表値を算出する。

- 2 第 1 項で算出した代表値より、株当たりの生総重量と、湿量基準含水率より株当たりの幹重量の推定値を算出して、系統ごとの地上部の乾重量に関する特性値とする。
- 3 第 2 項の幹重量に関する特性値について、平均値 μ 及び標準偏差 σ を計算し、下表を用いて 5 段階の評価を行い、得られた値を評価値とする。評価値が 4 以上のものを木質バイオマス生産量の大きいヤナギ品種の評価対象系統とする。

評価値	特性値
5	$\mu + 1.5\sigma$ 以上
4	$\mu + 0.5\sigma$ 以上、 $\mu + 1.5\sigma$ 未満
3	$\mu - 0.5\sigma$ 以上、 $\mu + 0.5\sigma$ 未満
2	$\mu - 1.5\sigma$ 以上、 $\mu - 0.5\sigma$ 未満
1	$\mu - 1.5\sigma$ 未満

- 4 木質バイオマス生産量の大きいヤナギ品種の評価対象系統について、下の各号に示す特性を確認する。

- 一 病虫害に脆弱ではないことが認められること
- 二 さし木発根性等の増殖性に問題がないこと
- 三 その他特段の欠点のないこと

(開発品種の名称)

第6条 優良品種評価対象系統の名称は原則として以下にならうものとする。

バイオマス品種 樹種名 育種基本区の略称 番号

例：バイオマス品種 エゾノキヌヤナギ 北育 1号

必要に応じて、選抜した機関の略称を育種基本区と番号の間に付けることができるものとする。

(開発品種の決定)

第7条 第4条と第5条に定める特性調査及び調査結果の取りまとめを行い、木質バイオマス生産量の大きいヤナギ品種の評価対象系統について、平成21年5月13日付け21森林林育37号「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領」に基づいた申請を行い、同委員会によって評価基準を満たしていると評価されたものを開発品種として扱うものとする。

(開発品種の特性情報の提供)

第8条 第7条で開発した木質バイオマス生産量の大きいヤナギ品種について、バイオマス生産量に関連する新たな特性情報が得られた時には、適宜公表するものとする。

附則（平成27年8月24日 28森林林育第40号）

この要領は、平成27年9月2日から施行する。

附則（平成29年3月30日 28森林林育第111号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月11日 2森林林育第021301号）

この要領は、令和3年3月11日から施行する。